

名古屋市告示第 195 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）第17条第45号の10から第45号の12までの市長が告示で指定する建築物を次のように定めます。

なお、令和 3 年名古屋市告示第 225 号は廃止します。

令和 6 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 条例第17条第45号の10及び第45号の11の市長が告示で指定する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、同号の申請を行う建築物とする（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく評価書の写し
- 2 条例第17条第45号の12の市長が告示で指定する建築物は、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、同号の申請を行う建築物とする（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の基準に適合しているものに限る。）。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第18条第1項の認定書（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し
- (6) BELSに基づく評価書の写し

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課